

商店街空き店舗活用事業

募集要項

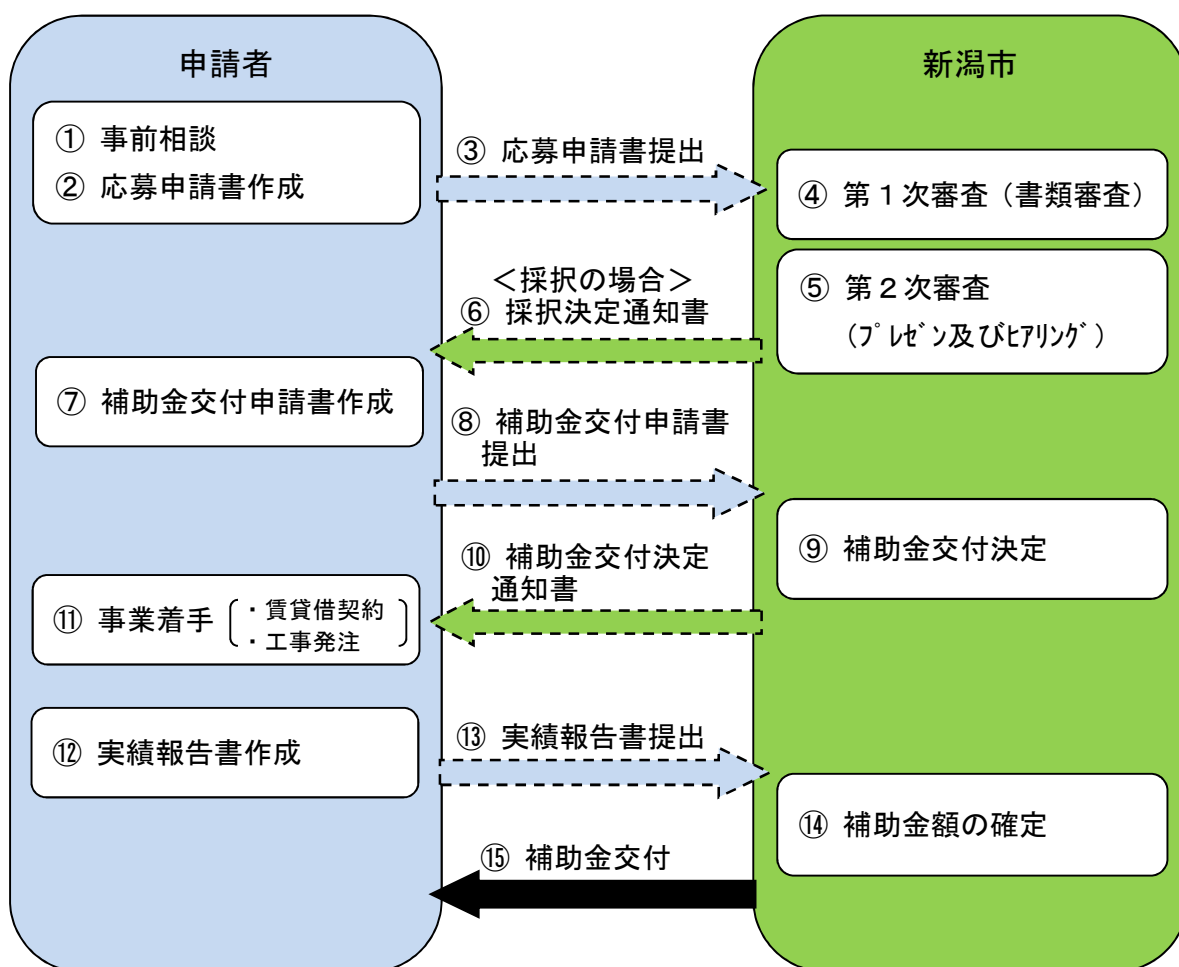
令和3年6月

新潟市

1. 目的

市内商店街の空き店舗に出店する事業者のうち、事業の継続性が認められる店舗を出店する事業を支援することで、まちなかの活性化及び商店街活性化を図ります。

【補助金交付の流れ】



2. 補助対象者

次の①～⑦の全てに該当する事業者及び店舗

- | | |
|---|--|
| ① | 中小企業者等（次のア～エの <u>いずれか</u> に該当する者）
ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する者
イ 商店街団体
ウ 公益活動団体（特定非営利活動法人，一般社団法人，社会福祉法人，地域コミュニティ協議会）
エ その他市長が適当と認める団体（上記ウ に準じる任意団体） |
| ② | 商店街内の空き店舗 ^{※1} へ事業の継続性が認められる店舗を新たに出店する者
※1 空き店舗：補助金交付申請日において賃貸借または活用可能な店舗 |
| ③ | 補助金交付申請日において，開業届又は法人登記をした日から1年以上経過している者及び営業に関する決算を1期以上行っている者 |
| ④ | 市税を完納している者 |
| ⑤ | 宗教活動又は政治活動を目的としていない店舗 |
| ⑥ | 公序良俗に反する行為又は関係法令に違反していない店舗 |
| ⑦ | 補助対象事業に着手していない店舗（店舗賃貸借契約の締結，備品売買契約の締結，店舗改装工事の着手等の行為をいずれも行っていない店舗） |

※ただし，事業者及び事業内容が，次のa～eのいずれかに該当する場合は対象外です。

a	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び第2条第6号に規定する暴力団員
b	暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
c	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号若しくは第5号に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗
d	フランチャイズチェーン（FC）として事業を営む店舗 ※次のア～ウの <u>全て</u> に該当する店舗です。 ア 他の事業者（本部から），特定の商標，商号等を使用する権利を与えられている イ 物品販売，サービス提供，その他の事業・経営について，本部からの援助，統制，指導に基づき，統一的な方法により実施されている ウ 上記ア，イの対価として本部に金銭を支払っている
e	チェーンストアとして事業を営む店舗 ※1 1以上の店舗を直接経営している単一資本が営む店舗

3. 補助率等

補助対象経費		補助限度額, 補助期間	補助率
改装費	工事請負費 設備費 原材料費 設計委託料 監理委託料	150万円 ※事業を開始した日の属する年度に限ります。	1/3 ※UIJターン者又は事業承継者の場合、補助率1/2以内とします。
	備品購入費		
	クラウドファンディング組成手数料		
賃借料	建物賃借料	100万円 ※建物賃借料が発生した日から1年間です。	

補足事項

○ UIJターン者とは、次のア～イのいずれかに該当する者です。

ア 本市外で店舗を営む者であって、交付申請日の属する年度内に本市内に移転して新たな店舗を出店する者

イ 本市外で営んでいた店舗を本市に移転するために中止又は廃止してから1年を経過していない者であって、交付申請日の属する年度内に本市に新たな店舗を出店する者

○ 事業承継者とは、交付申請日において、同日の1年前から事業開始年度末日までに事業承継を行った又は行う者で、事業承継後の新代表者（被承継者）が、次のア～ウのいずれかに該当する事業者です。

なお、補助金の申請者は、すでに事業承継済みの場合は新代表者（被承継者）、申請後に事業承継を行う場合は現代表者となります。

■事業承継者の要件及び要件への適合を確認する必要書類

要件	確認書類
ア 経営に関する職務経験を有している者	
<ul style="list-style-type: none"> ・申請事業者の役員として1年以上の経験を有する者 ・他の事業者の経営者として1年以上の経験を有する者 ・個人事業主として1年以上の経験を有する者 	法人登記簿, 役員名簿, 確定申告書等
イ 申請業種に関する知識を有している者	
<ul style="list-style-type: none"> ・申請事業者等に継続して1年以上勤めた経験を有する者 ・申請事業者と同じ業種に1年以上勤めた経験を有する者 	従業員名簿, 賃金台帳, 給与明細等
ウ 申請企業等の代表者の3親等内の親族	戸籍謄本等

注意事項

- 1 補助事業に係る工事や備品等の発注先、購入先は、原則として、市内業者（市内に本社、本店、支店又は営業所を有する法人、もしくは市内に住所のある個人事業主）に限ります。
（工事等見積書及び領収書において市内の住所が確認できるものに限り）
- 2 改装費について、所有権が事業者（申請者）へ譲渡されないリース契約や割賦販売契約等の場合、発生する費用は補助対象外経費とします。
- 3 他の補助制度を併用する場合、当事業の補助対象経費から補助額（他の補助制度における補助分）を差し引いた金額を基礎とします。
- 4 申請及び事業着手にあたり、法令等に定める諸手続きは、申請者自ら確実に完了させる必要があります。
- 5 補助金の交付を受けた翌年度から3年間、毎年3月頃に年度ごとの営業状況を報告していただきます。当方から送付する書類に必要事項を記載の上、必ずご提出ください。
返送がない場合には、交付済みの補助金を返還いただくことがあります。
- 6 出店する店舗が新潟市内からの移転の場合は対象外です。
- 7 補助期間の途中又は終了後一定期間内に事業を中止もしくは廃止した場合、交付した補助金の全部又は一部を返還いただくことがあります。

4. 応募方法

(1) スケジュール

- 第1次の応募期間は令和3年6月1日（火）～令和3年7月9日（金）とし、この期間以降も予算の範囲内で随時募集を受け付けます。
- 応募申請書の提出のあった事業について、選定委員会を開催し、採択事業を決定します。
- 予算の範囲内で実施するため、予算がなくなり次第募集を終了します。

(2) 事前相談及び申請書類の作成

応募申請書類の提出に先立ち、商業振興課又は区役所産業振興担当課まで事前相談をお願いします。

事前相談において要件等への適否を確認した後、申請様式に必要事項を記載し、必要な添付書類を揃えてください。

(3) 提出先及び提出方法

提出先：出店場所の区役所産業振興担当課（7ページ参照）

提出方法：持参

必要部数：正本1部、副本8部

※提出書類のうち、原本は正本のみで足り、副本はその写しで構いません。

(4) 募集要項及び申請書類の配布

配布場所：経済部商業振興課、各区役所産業振興担当課（7ページ参照）

配布時間：午前8時30分～午後5時30分（土日祝は除く）

その他：様式等のデータは新潟市ホームページよりダウンロード可能です。

5. 審査等

(1) 第1次審査

申請要件及び申請書類の確認。必要に応じてヒアリングを実施します。

(2) 第2次審査

外部の有識者等で構成する選定委員会を開催し、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。当日の出席者は、各事業者3名以内とします。

(3) 審査基準

①事業の企画力	<ul style="list-style-type: none">・ 出店先商店街に賑わいや集客を生むことが見込まれるか。・ 出店店舗のコンセプトが出店先商店街の地域特性を把握したものであるか。・ 市場分析や事業効果の数値目標の根拠等が明確か。・ プロモーション計画がターゲットや提供する商品・サービスに適しており、効果が見込めるか。
②出店先商店街への貢献度	<ul style="list-style-type: none">・ 店舗が賑わうだけにとどまらず、出店先商店街に回遊性が生まれる等の波及効果が期待できる事業であるか。・ 出店先商店街の賑わい・集客への寄与のため連携を図る必要のある商店街組合等もしくは、近隣の商店街組合等との連携及び協力の予定が明確であり、具体的な調整が図られているか。
③事業の継続性	<ul style="list-style-type: none">・ 安易に撤退することなく、長期にわたり出店先で事業を継続しようとする姿勢・意欲があるか。・ 事業実施のための組織・運営体制が整っているか。・ 補助期間満了後の経営方針や収支計画が明確で事業継続が十分見込めるか。
④事業者の経営状況	<ul style="list-style-type: none">・ 既存店舗の経営状況が安定しているか。 ※決算書等により判断。なお、新型コロナウイルス感染症による既存店舗への影響を考慮する。

6. 書類提出先(各区窓口)

区(担当)	住所(新潟市)	電話番号
北区産業振興課 商工観光グループ	北区東栄町 1-1-14	025-387-1356
東区地域課 産業文化振興室	東区下木戸 1-4-1	025-250-2170
中央区地域課 産業文化振興室	中央区西堀通 6-866 (NEXT21 5階)	025-223-7054
江南区産業振興課 商工観光・文化 スポーツグループ	江南区泉町 3-4-5	025-382-4809
秋葉区産業振興課 商工観光係	秋葉区程島 2009	0250-25-5689
南区産業振興課 商工観光推進室	南区白根 1235	025-372-6507
西区農政商工課 食と産業振興室	西区寺尾東 3-14-41	025-264-7630
西蒲区産業観光課 観光交流・商工室	西蒲区巻甲 2690-1	0256-72-8454

7. お問い合わせ先

新潟市経済部商業振興課 〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地(古町ルフル5階) 電話: 025-226-1633(直通) FAX: 025-228-1611 E-Mail: shogyo@city.niigata.lg.jp
